

平成 24 年 11 月 1 日より適用の 新規保険収載検査項目の解説

[Rinsho Byori 60 : 1181, 2012]

【感染症免疫学的検査】

インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原

準用区分先：D012-21 区分 E3（新項目）

【保険点数】

150 点

【製品名】

インフルエンザ菌 ELISA キット「オーツカ」

【製造販売元】

大塚製薬株式会社

【主な対象】

インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎患者又は副鼻腔炎患者

【主な測定目的】

中耳貯留液・耳漏または上咽頭（鼻咽腔）鼻汁中のインフルエンザ菌抗原の検出（インフルエンザ菌感染症の診断補助）

【有用性】

インフルエンザ菌感染症疑い時に、インフルエンザ菌感染が確認されることで、培養検査の結果を待たずに、抗菌薬の選択にあたって有意義な情報が得られ、治療方針選択の一助になることが期待される。

【測定方法】

ELISA 法

【検 体】

中耳貯留液・耳漏または上咽頭（鼻咽腔）鼻汁

【特 徴】

インフルエンザ菌は肺炎球菌と並び肺炎などの下気道感染症において重要な原因菌であるだけでなく、中耳炎・副鼻腔炎などの上気道感染症の主な原因菌であり、小児急性中耳炎の 38.8% でインフルエンザ菌が検出されるといわれている。本品は、中耳炎・副鼻腔炎患者を対象として、感染局所の中耳貯留液・耳漏または上咽頭（鼻咽腔）鼻汁を検体として用いることにより、感染局所のインフルエンザ菌を検出することができる。インフルエンザ菌感染症が疑われた時に、本品によりインフルエンザ菌が確認されれば、培養検査の結果を待たずに抗菌薬の選択に有意義な情報が得られることになり、早急かつ適切な抗菌薬の選択が可能になると考えられる。

（文責 東京大学医学部 矢富 裕）